

第7回（仮称）はりま新宮小中一貫校開校準備委員会
一次 第一

日時 令和7年6月2日（月）
午後7時から
場所 新宮総合支所第1会議室

1 開 会

2 新規委員の委嘱

3 議 事

（1）委員長の選任について

（2）（仮称）はりま新宮小中一貫校の校章の作成（案）について【資料1】

（3）（仮称）はりま新宮小中一貫校の校歌の作成（案）について【資料2】

4 そ の 他

5 閉 会

(仮称) はりま新宮小中一貫校開校準備委員会委員

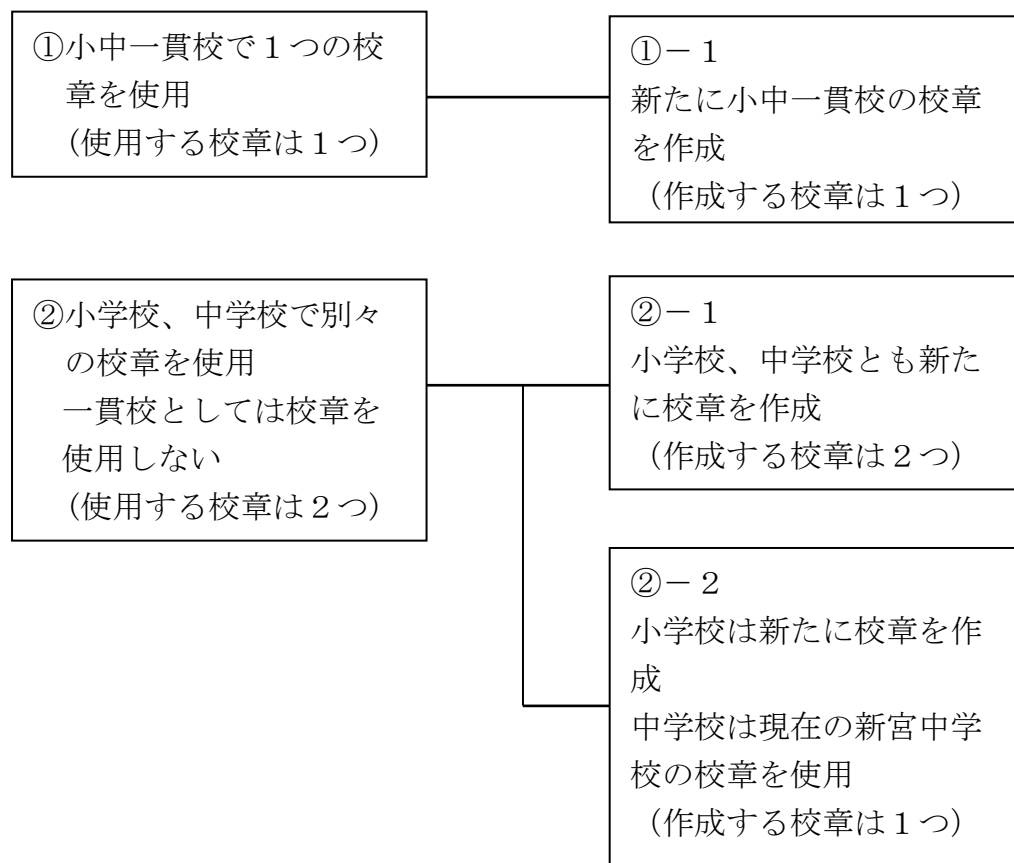
校区等	氏名	選出団体	備考
西栗栖小学校	今 江 伸	地 区 自 治 会	
	山 田 響 子	小 学 校 P T A	
	竹 林 絢 加	未 就 学 児 保 護 者	
	田 渕 直 子	小 学 校 校 長	新規委嘱
東栗栖小学校	保 田 義 一	地 区 自 治 会	
	上 田 哲 也	小 学 校 P T A	
	前 床 佐 和 子	未 就 学 児 保 護 者	新規委嘱
	香 田 有 紀 子	小 学 校 校 長	
香島小学校	田 中 一 典	地 区 自 治 会	
	前 川 あ い	小 学 校 P T A	
	荒 木 健 太 郎	未 就 学 児 保 護 者	
	前 川 正 樹	小 学 校 校 長	新規委嘱
新宮小学校	河 井 由 一	地 区 自 治 会	
	木 南 裕 樹	小 学 校 P T A	
	北 川 早 希 子	未 就 学 児 保 護 者	新規委嘱
	井 口 浩 一	小 学 校 校 長	
越部小学校	菅 野 豊	地 区 自 治 会	新規委嘱
	久 保 真 依	小 学 校 P T A	新規委嘱
	堂 野 能 伸	未 就 学 児 保 護 者	
	竹 元 健 二	小 学 校 校 長	新規委嘱
新宮中学校	重 石 貴 央	中 学 校 P T A	新規委嘱
	圓 田 雅 也	中 学 校 校 長	

(敬称略)

(仮称) はりま新宮小中一貫校の校章の作成（案）について

(1) 校章の作成数（案）

(仮称) はりま新宮小中一貫校で使用する校章の作成数について、以下のとおり検討する。



(2) 校章の作成方法（案）

- ① 新宮町にゆかりのある方（新宮町在住、在勤、在学、かつて新宮町にお住まいになられていた方等）から公募して作成
 - ② 専門事業者（デザイン会社等）に委託して作成
- ・ いずれの場合も開校準備委員会において選定します。
 - ・ 開校準備委員会において選定されたデザインは、専門事業者が一部補正して完成させます。

(参考) 新宮地域小中学校の校章

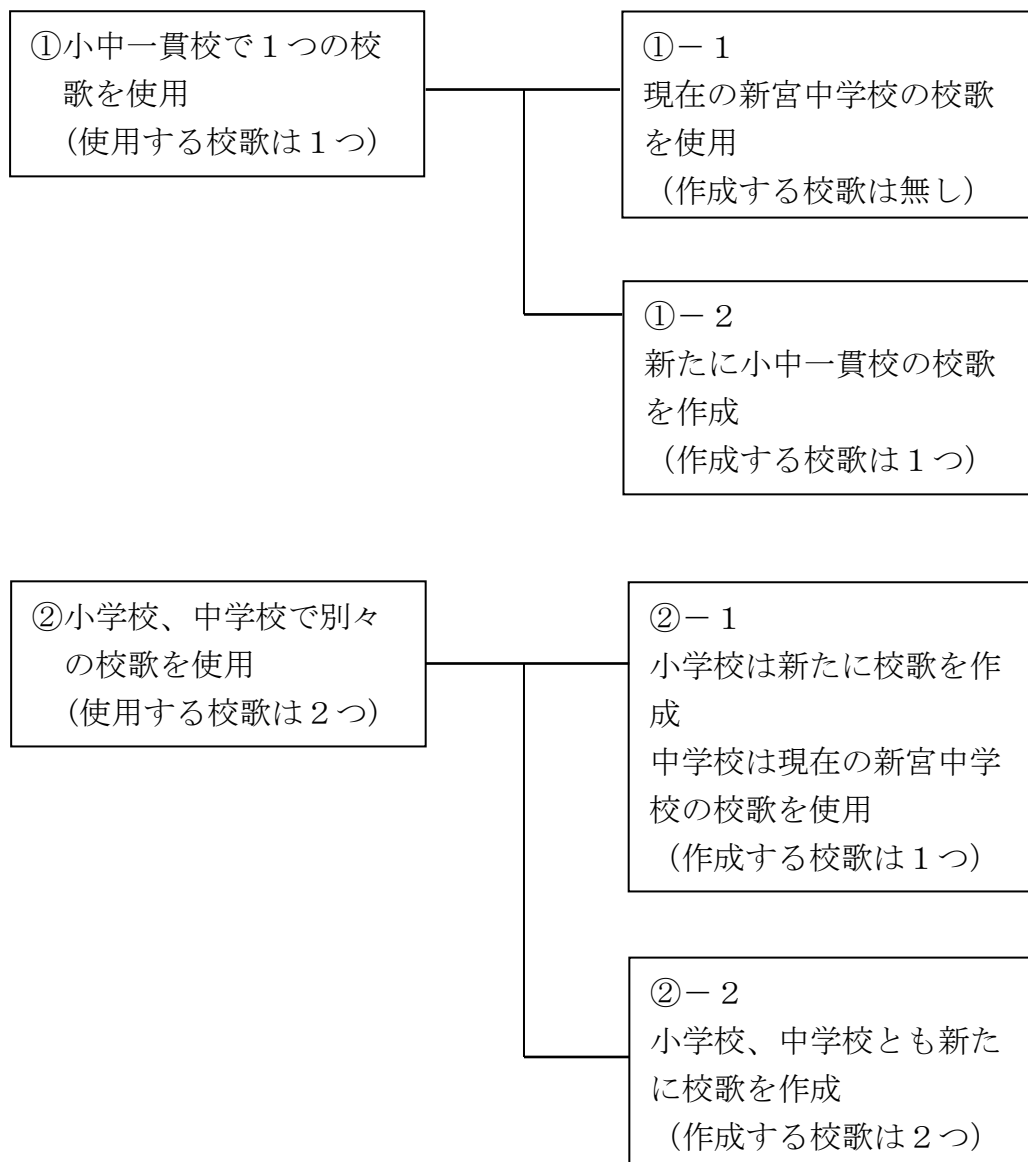
西栗栖小学校	東栗栖小学校	香島小学校
外輪は栗（仁徳天皇がこの土地の人に栗の実《栗子》を植えさせ、後にこの土地を「栗栖」というようになった《播磨国風土記より》）を、内輪は西の字を表す。中心から勢いよく伸びた2本の直線は西栗栖小学校の隆盛を願い、大空に向かってはばたく両翼を表現している。	旧因幡街道に今も残る桜並木の花びらの中に、6地区が手をつなぎ仲良く学び育つことを祈念し、6つの「ひ」が輪を作って東を囲んでいる。	情操豊かな香島の子どもに育ってほしいという思いを「香」の文字で中心に位置づけるとともに、周りからは香島地区住民がいつまでも円満に仲睦まじく和（輪）を尊重しながら、香島の子どもたちの育成を図ることを丸（マが4つでシマを円形）で表している。
新宮小学校	越部小学校	新宮中学校
北部、中部、南部に分かれていた校区の育友会の支援のもとに、児童が“楽しく、仲良く、元気よく”学校生活を送り健やかに成長することを願った「3つの輪」を表現。上の輪は「し」、左右の輪は「ん」、3つの輪が重なった部分は「宮」の鳥居（移転前の校舎が接していた八幡神社境内の鳥居）を表す。	周囲の模様は「正邪善悪をありのまま写し理非曲道を明らかにする明鏡」を形どる。「正しいものは正しい、良くないものは良くないと判断し実行できる人に」という願いがこめられる。児童の将来の大成を願う樹として校庭に育つ「せんだんの木」の枝葉のようにしなやかにという気持ちを込めて「越」の文字を画く。	人の和を表す円形の中に新宮の「新」を、カタカナの「シン」で向かい合わせ、中央に宮を配す形でデザイン化し、新宮中学校の隆盛を両翼を張る形で表現したものである。

市ホームページ・各校ホームページ・各校学校要覧より転記。一部省略している場合があります。

(仮称) はりま新宮小中一貫校の校歌の作成 (案) について

(1) 校歌の作成数 (案)

(仮称) はりま新宮小中一貫校で使用する校歌の作成数について、以下のとおり検討する。



(参考) 小中一貫校で1つの校歌を使用する場合、小学校、中学校で別々の校歌を使用する場合のメリットについて

小中一貫校で1つの校歌を使用する場合	小学校、中学校で別々の校歌を使用する場合
①小学生と中学生が同じ校歌を歌うことで、児童生徒にとって学校生活の連続性が感じられ、一体感が醸成される。 ②小学1年生から中学3年生まで9年間同じ校歌を歌うことができる。	①新設の校舎で新しい校歌を歌う感動が生まれる。 ②歌詞の内容や曲調が小学生、中学生それぞれの発達段階に合わせることができるため、共感しやすい校歌となる。

(参考) 新宮中学校校歌

新宮中学校校歌 作詞 西上 忠男 作曲 長谷川 良夫	
一 緑濃き 五つの郷を 結ぶ学園 われらいま ここにつどえば 若き日の 血潮はたぎり さやかなる 精神は勢う いざや鍛えん わがさとに 羽搏く明日を 望みつ	二 流れゆく 揖保の清きに 棹さして われらいま ここにつどえば しろがねの 陽はかがやきて はるかなる 希望は踊る いざや漕ぎなん 日の本の 明るき公民を 目ざし
三 めぐらせる 峯の松風 身にうけて われらいま ここにつどえば 鳳山は 空に秀でて ゆたかにも 理想は映ゆる いざや磨かん 人の世の 久遠の光 求め	つ

(2) 校歌を新たに作成する場合の作成方法(作詞・作曲)(案)

① 校歌に入りたいフレーズを公募し、専門事業者に依頼して作成

(作成校例)・はりま一宮小学校(宍粟市)

② 校歌に入りたいフレーズを公募し、本市ゆかりの著名人に依頼して作成

(作成校例)・両荘みらい学園(加古川市)

※作詞・作曲：花＊花(歌手)

・社学園(加東市)

※作詞 吉川 芳則 氏(兵庫教育大学大学院教授)

作曲 草野 次郎 氏(兵庫教育大学名誉教授)

③ 校歌に入りたいフレーズを公募し、日本童謡協会所属の詩人・作曲家に依頼して作成

(作成校例)・みなみ野君田小学校(東京都八王子市)

※作曲：新沢 としひこ 氏(日本童謡協会副会長、
三木露風賞新しい童謡コンクール審査員)

・城北中学校(長野県飯山市)

※作曲：氏家 晋也 氏(日本童謡協会理事)

④ 校歌に入りたいフレーズを公募し、生成AIを使用して作成

(作成校例)・多度学園(三重県桑名市)

※理化学研究所との共同事業

校章・校歌作成形態の他校事例（施設一体型小中一貫校）

（１）校章、校歌が１つの施設一体型小中一貫校

	自治体名	総称	開校年
1	広島県呉市	呉中央学園	2007年
2	千葉県鴨川市	長狭学園	2009年
3	宮崎県延岡市	北方学園	2014年
4	福岡県飯塚市	小中一貫校幸袋校	2017年
5	愛知県瀬戸市	にじの丘学園	2020年
6	静岡県静岡市	両河内小中学校	2022年
7	兵庫県加東市	社学園	2025年

（２）校章、校歌が小中別の施設一体型小中一貫校

	自治体名	総称	開校年
1	奈良県奈良市	富雄第三小中学校	2011年
2	宮崎県児湯郡新富町	新田小中学校	2012年
3	新潟県三条市	三条嵐南学園	2014年
4	山口県萩市	福栄小中学校	2016年

(仮称) はりま新宮小中一貫校開校準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称) はりま新宮小中一貫校（以下「小中一貫校」という。）の開校に係る調整事項を協議するため、(仮称) はりま新宮小中一貫校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小中一貫校に関する次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校の名称、校章、校歌、制服等に関すること。
- (2) 開校式典等記念イベントに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱したもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 新宮地域における地区自治会の代表
- (2) 別表に掲げる小中学校の校長
- (3) 別表に掲げる小中学校の保護者
- (4) 別表に掲げる小学校の学区における未就学児の保護者の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から小中一貫校の開校の前日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 通学手段及び小中一貫校の開校に伴い閉校する小学校の閉校記念式典等に関

する事項を協議するため、委員会に別表に掲げる小学校の学校区ごとに小学校区部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 新宮地域における地区自治会関係者
- (2) 別表に掲げる小学校の保護者
- (3) 別表に掲げる小学校の学校区における未就学児の保護者の代表者
- (4) 別表に掲げる小学校の学校関係者

3 部会の委員の任期は、委員会の例による。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

8 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

9 部会は、協議の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局教育管理部小中一貫教育推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項又は第7条第7項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、小中一貫校の開校の前日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

学校名
西栗栖小学校、東栗栖小学校、香島小学校、新宮小学校、越部小学校、新宮中学校